平成２４年（フ）第７７７号
札幌市北区篠路４条８丁目４番18号ルーベデンス昇月Ｂ206号
債務者　高津　俊一
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４１号
札幌市東区北32条東13丁目１番31号
債務者　松田　泰治
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　康紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５０号
富山県砺波市小杉142番地
債務者　福田　恒芳
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　光玉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５１号
京都府八幡市八幡安居塚36番地の２
債務者　川北　一夫
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上里美登利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５３号
京都府八幡市八幡安居塚36番地の２、居所大阪府枚方市南楠葉１丁目16―８　セントポリア樟葉201号
債務者　川北　次生
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上里美登利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５４号
京都府八幡市八幡安居塚36番地の２、居所大阪府枚方市南楠葉１丁目16―８　セントポリア樟葉201号
債務者　川北　信子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上里美登利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７１号
埼玉県川口市大字安行領根岸1920番地　根岸台高層市営住宅ＲＣ―Ａ401
債務者　宮澤　良子（旧姓我妻）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　武士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
長野県塩尻市大門幸町５番12号
債務者　大森　幸次
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　明雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４６号
福岡県京都郡苅田町京町２丁目28番地13　レトア京町201号
債務者　楢崎　繭子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
愛知県豊橋市老津町字西高縄11番地の15
債務者　中村　武士
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１３９１号
横浜市神奈川区三ツ沢下町14番13号　エクセレンスガーデン山101号
債務者　小林　壽郷
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　憲宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３９２号
横浜市神奈川区三ツ沢下町14番13号　エクセレンスガーデン山101号
債務者　小林美代子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　憲宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３６号
和歌山県東牟婁郡串本町須江152番地１、前住所神奈川県横浜市鶴見区矢向１丁目13番23―304号
債務者　西川　強
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第６０５号
さいたま市大宮区上小町1016番地２―201号、住民票上の住所千葉県浦安市東野２丁目４番３―303号　レクセル新浦安
債務者　吉田　清美
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７９８号
埼玉県川口市並木３丁目６番12号　第２高橋荘204号、旧住所埼玉県川越市大字砂新田80番地21　ルミナス川越101号室
債務者　中島　光子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８８９号
埼玉県新座市新座１丁目６番14号　第２ウィスタリアコーポ101号室
債務者　岩田　博和
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係